

No.	質問	回答
1	母子手帳がデジタル化になる予定がありますか。	2026年（令和8年）3月31日付でこども家庭庁より「電子版母子健康手帳ガイドラインの発出について」の通知があり、国は、2026年度（令和8年度）中に実証事業を通じた検証を行ったうえで、システムの利用方法等を整理し別途示す予定です。将来的には、親子健康手帳（母子健康手帳）が電子化される予定ですが、スケジュール等の詳細は未定です。 ※当件については、ネウボラ推進課が主管課となります。
2	補助金が出るか？	国が補助金制度を創設予定と伺っていますが、現時点で、対象経費や補助額等は示されておりません。
3	導入しないことによる罰則があるか？	医療機関については、デジタル化に必要な環境整備を求められる法令上の義務はありません（罰則もありません）。なお、接種記録の登録をデジタルで行っていただくと、タイムリーな記録反映と医療機関の請求がスムーズになるメリットがある一方、負担が増えるデメリットも見込まれるので、各医療機関で御判断いただき、可能であれば御協力をお願いします。
4	デジタル化の利用率等の状況を見てから導入する事は可能でしょうか？ 利用する人がいないのに入れても費用がかかるだけなので。	可能です。 なお、端末等（バーコードリーダー等含む）の増設費用を除き、デジタル化の導入に係る医療機関の費用負担は原則として生じない見込みです。
5	デジタル問診票への入力など、文書案内だけでは理解されないと思います。 自治体として予防接種対象者への説明等はどのように行う予定でしょうか？	案内文書やホームページ、広報、SNS等を使用してデジタル予診票の市民周知に取り組む予定です。なお、紙予診票についてもこれまで通り使用可能です。
6	2028年4月（約2年後）開始予定との説明でしたが、それまでに、いつ、どのような動きがあるのか教えてくださいませんか。（アプリの提供開始、市から医療機関への意向調査、2回目以降の説明会、アプリの試験運用、市民（国民）への周知活動など）	当アンケートをもって、本市の方向性を整理していくため、現時点で詳細は決まっておりますが、医療機関アプリを導入することとなった場合は、2027年度中に業者選定及び利用契約を締結する見込みです。この場合、導入予定の医療機関に対し2027年度の後期にアプリの試験運用等を行うことになると想定しています。 デジタル化の導入に係る意向調査についても、2027年度中に2028年4月に開始を希望する医療機関を調査する見込みです。 2回目以降の本市の説明会について、まだ決まっているものではありませんが、今後国の説明会に参加する中で、検討してまいります。 市民への周知について、市としては2027年度末頃（1～3月頃）の実施を検討しており、2028年度以降も継続して実施していきたいと考えています。
7	できれば、これまでの国や先行自治体の取組、その他自治体の動向等も教えていただきたいです。（簡単でも良いので国全体の動きが分かると、デジタル化導入の必要性がより鮮明になると考えています）	新型コロナウイルス感染症への対応において、全国的な課題として「紙をベースとした予防接種事務の事務負担」及び「予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤の不存在」が浮き彫りとなり、国は予防接種法の改正等によりデジタル化に取り組んでいます。 2025年度までの先行実施自治体（11自治体）においては、デジタル化する予防接種を自治体で選択（A類のみ、A類の一部、インフルエンザのみなど）して実施しており、デジタル利用率は最大で20%、平均7.6%となっています。先行実施による利用者アンケートの結果は次のとおりです。 A類：回答数79件。回答者の40%がデジタルを利用、今後利用したいという人は87%。 B類：回答数17件。回答者の12%がデジタルを利用、今後利用したいという人は41%。
8	デジタル化となる予防接種はA類+B類のみなのか、それとも定期だけでなく任意接種も対象となるのですか。 （接種歴の管理や予診票の記入など市民の利便性向上を考えると、任意を含むすべての予防接種をデジタル化の方が良いと思われますが、どのような予定でしょうか）	A類+B類が対象となります。任意接種については、自治体が助成をしているもので、委託契約に基づくものはデジタル化の対象となる予定ですが、自治体の助成がないものは対象外とされています。現時点で福山市において、上記の対象となる任意接種はありません。（福山市の幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業は、予防接種を委託して実施しているものではないため、現時点では対象外です。） なお、自治体の関与がある任意接種については、将来的には全て対象となる見込みであり、自治体の関与がない任意接種についても、デジタル化の対応が可能か否かを今後、国において検討していくとされています。

No.	質問	回答
9	予防接種のデジタル化を「導入しない」という選択が、各医療機関で可能なのでしょうか。（その場合、各医療機関で取り扱いが違ふことになり、市民が混乱する可能性があります、どうなのでしょう）	デジタル化の導入有無については、医療機関で選択いただけます。ただし、国はその理念に鑑み集合契約には参加いただきたいと説明しています。 なお、国においてデジタル化に対応している医療機関を紹介するサイトを開設予定と伺っております。また、本市においても市民に対しデジタル化に対応可能な医療機関の一覧等を周知し、混乱がないよう努めてまいります。
10	また、予防接種のデジタル化は「導入する」「導入しない」の2択ではなく、医療機関ごとにデジタル化を導入するワクチン接種を選択できるようになるのでしょうか。（例えば、A類はデジタル化するが、B類は紙のままとするなど、医療機関ごとに選択可能ということなのでしょう。また、アプリのインストール等の体制整備はするが、B類はデジタル予診票を受け付けられない等の対応をしても良いのでしょうか）	現時点において国は、「デジタル化に御協力いただける医療機関については、A類B類のうち実施しているワクチンすべてに対応していただく必要があります。よって、住民がデジタル予診票を作成している場合に、受け付けられない等の対応は不可となります」と説明していますが、今後、御質問のような体制が認められる可能性もあり、詳細が決まり次第改めて御案内します。
11	福山市内の対象者の内、何%がマイナンバーカードを所持しており、さらに何%がマイナ保険証の登録ができていますか。また、今後の見通しはどうなりますか。（当院の患者さんの中に、電子証明書の有効期限が切れた方が出始めています。更新の必要性をお伝えしていますが、すぐには対応困難です。2年後はもっと増える可能性があります、予防接種デジタル化開始時はどのような状態だと思われますか）	福山市民のマイナンバーカード保有率は84.9%（2026年（令和8年）7月末時点）です。マイナ保険証の登録数は保持しておりませんが、厚生労働省の公表資料によると、保険制度別のマイナ保険証の利用登録割合の平均が75.8%となっております。 マイナンバーカード及びマイナ保険証の登録については、義務ではないため、全ての人がデジタル予診票を利用することは困難と考えます。また、有効期限切れなどによる、医療機関での負担増も見込まれます。 そのため、国において、これまでは「マイナンバーカードでの本人確認、デジタル予診票の利用、接種記録の登録、請求支払と、全ての事務を医療機関でデジタル化対応していただく運用」と考えていた方針を、2026/8/3の自治体向け国説明会において、「紙予診票による事務は変えることなく、当面の間は、まずは接種記録の登録の事務のみデジタル化していただくことを基本とする」よう再整理する旨の説明があつています。
12	今回のことに限らず、デジタル化への移行時には窓口業務が煩雑になるとわれます。福山市又は全国的に何か対応策を検討していることがありますか。（煩雑になる理由として、デジタル予診票と紙の予診票の2種類による対応、デジタル予診票の入力方法に関する医療機関窓口での市民対応、医療機関担当者による操作方法の疑義、システムの不具合による登録・確認不良などがあると思われます）	医療機関における業務負担に鑑みNo.11の回答のとおり国の方針が再整理されています。方針変更後もマイナンバーカードでの本人確認やデジタル予診票での受付等を行っていただけることは変わりありませんが、各医療機関の状況を踏まえ、対応可能な範囲で御協力をお願いします。 なお、本市においてもデジタル化の開始時には、医療機関向け相談窓口の開設等の負担軽減策を検討してまいります。
13	医療機関としてデジタル化の恩恵（業務効率化）を受けるには、まずは、デジタル予診票と紙の予診票の2種類の対応、デジタル予診票の入力方法に関する医療機関窓口での市民対応を解消する必要がありますが、解消に向けた見通しはありますか。	当面の間は、デジタル予診票と紙の予診票の2種類に対応いただける医療機関のみ「デジタル化対応可能な医療機関」として市民に周知するなど、各医療機関の状況に応じてデジタル化の対応に御協力をお願いします。 なお、デジタル予診票の入力については、医療機関を訪れる前に入力が完了し、医療機関窓口での相談を軽減できるよう市民周知に取り組んでまいります。
14	当院は訪問診療のクリニックであり、自宅等でスマートフォンによってマイナ保険証を読み取っていますが、デジタル予診票の確認や記録登録（請求）等もスマートフォンで可能となりますか。（スマートフォンでは不可能な場合は、業務フローを教えてください）	国へ確認中。
15	高齢者への定期接種について、非課税世帯の確認方法や接種済証の発行など、細かいことにはなりますが、デジタル化によって変更等がありましたら教えてください。	非課税世帯等の自己負担免除対象者の確認方法について、現時点では、現行と変わらない想定です。（将来的には、証明書類が不要となり、マイナンバーカードでの受付時に確認できるようになる可能性があります。） 接種済証については、市民がデジタル予診票を作成し、自治体で審査完了したものは、マイナポータル上での発行が可能となりますが、電子トラブル等も起こりうるため、これまでどおり紙での交付も必要と考えています。
16	補助金等出るのでしょうか？	国が補助金制度を創設予定と伺っていますが、現時点で、対象経費や補助額等は示されておりません。

No.	質問	回答
17	各セクションにあるPCは有線LANで院内ネットワークに繋がっていますが、ネットワーク外のwifi→インターネット接続のタブレットからも、電子カルテシステムによりオンライン資格確認で得られた他院処方内容や検診結果を参照することができる状態です。このシステムで、ワクチン接種がデジタル化した場合に追加費用なく対応できるのであれば、業務効率化にも繋がり、ありがたいお話と思います。追加でのシステム構築や管理会社への費用がかかるのであれば、少々残念に思います。説明会動画を見ましたが、当院のシステムだとどの状態に該当するのか、今ひとつよくわかりませんでした。	有線LANでつながっている端末が、オンライン資格確認システムにつながっている端末であれば予防接種サイトを利用し事務が実施できるものと思います。Wi-Fiでつながっている端末については、インターネット回線につながっているものと思いますので、本市が医療機関アプリを導入すれば、貴院の端末でアプリを利用した対応が可能になるものと思います。 既存端末の活用で対応可能な場合には追加費用は発生しないと思われますが、説明会で話したとおり、PCやタブレット等の端末の増設やバーコードリーダー等の周辺機器の追加購入には費用がかかる見込みです。 ※オンライン資格ネットワークを使用する予防接種サイトに接続するために、当初は有償でのネットワーク工事等が必要になると国は説明していましたが、2026/8/3の自治体向け国の説明会で、2028年（令和10年）4月以降は、ネットワーク工事等を行うことなく、無償でオンライン資格確認システム接続端末から予防接種サイトに接続できるよう設定を変更することが示されました。よって、オンライン資格ネットワークに接続した端末及びバーコードリーダーがあれば、デジタル化は実施できるものとなる見込みです。
18	説明会や資料であった「アプリ・サイトで自動清算される」は具体的にどのようなものになるか。	予防接種の記録を医療機関アプリ又は予防接種サイトに登録することで、実施報告書等の提出は不要で、請求処理が完了するイメージです。
19	新規患者が今後デジタルの予診票をマイナンバーカードに提示された場合、アプリやサイトでは見ることはできるが、レセコン端末と連動可能か。仮に連動できないのであれば、レセコン端末で別に登録する必要があると想定していいか。	デジタル予診票については医療機関アプリ又は予防接種サイトでのみ確認が可能です。レセコン端末がオンライン資格確認システムに接続されている場合は、そのレセコン端末で予防接種サイトにアクセスは可能です。連動の趣旨が医師法に規定されている診療録の作成ということであれば、予診情報・接種記録を医療機関アプリ又は予防接種サイトを通じて予予・請求システムへ登録することをもって、満たされることとなります。（予予・請求システムに登録しない情報については、別途診療録の作成・保存が必要となります。また、紙予診票での受付の場合は、予診情報が、システムに登録されないため、従来通りの登録等が必要となります。）将来的には予防接種デジタル化機能を実装した電子カルテが販売される見込みです。
20	複数人の対応はどのようなものになるか、例えば親が子供3人の予診票を事前にマイナポータルに済ませ、マイナンバーカードを提示した際、一斉に表示されまとめて選択できるか。	受付時はこども3人のマイナンバーカードを提示し、受付する必要があります。
21	アプリやサイト等で不具合が起きた時の対応、例えば電波障害がアプリやサイトで処理をしている途中に発生し、アプリやサイトが動かなくなった際の対応はどのようになるか。	現時点での国の回答としては次のとおりとなっており、今後、方向性が示されるものと思います。「システム障害時は基本的には紙予診票の運用に切り替えていただくことを想定していますが、改めて詳細につきましては、今後お示しさせていただきます。」
22	マイナンバーを忘れた場合の対応は？	マイナンバーカードを忘れた場合の対応方法は、次のいずれかで整理しています。 ①自宅でデジタル予診票を作成済の場合で予防接種対象者番号が分かる場合は、デジタル予診票が確認できるので、デジタルで対応する。 ②デジタル予診票を未作成の場合は、紙予診票へ記入してもらい対応する。
23	予防接種対象者番号とは？	自治体において、個人ごとに新しく採番される番号となります。番号の周知方法等は検討中です。
24	予防接種サイトを使用する場合、ワクチン準備室に端末がない場合は、ワクチンのバーコード読み取りは受付等で行うこととなるか。	御認識のとおり、受付や診察室等、予防接種サイトに接続ができる端末がある場所での読み取りとなります。
25	医療機関アプリでデジタル予診票の紙打ち出しができるか？	今後、紙での打ち出しができるようになるかと伺っています。福山市で開始予定の2028年（令和10年）4月には対応されている見込みです。
26	デメリットもちゃんと教えて欲しい	完全デジタルに移行するまでは、紙の予診票とデジタル予診票を併用する必要があるため、その間の事務の煩雑さ（業務負担等）がデメリットになるかと思っています。
27	母子手帳の扱いは統一されますか（予防接種の情報の確認方法）	予防接種法施行規則第3条及び同規則第3条第4項より、予防接種を行った際には母子健康手帳に証明すべき事項を記載する必要があるため、デジタルで予防接種を行った場合でも、引き続き母子手帳への記録を行う必要がある認識です。

No.	質問	回答
28	予防接種サイトと医療機関アプリで機能上の優劣や業務上できない項目などの差はないのでしょうか。	予防接種サイト（オンライン資格ネットワーク）及び医療機関アプリ（インターネット回線）のいずれも、国が示す仕様を満たしているものとなりますので、使える機能や項目等に差はないものと認識していますが、画面上の表示のされ方や使える端末（PC又はタブレット）に差があり、医療機関アプリのほうが操作性等の面から使い勝手が良いとされてます。
29	ワクチン注文も同じシステムで出来るか知りたい	医療機関アプリ又は予防接種サイトでワクチンを注文する仕様はありません。これまでどおりの対応をお願いします。